

基礎下免震スーパージオ工法で
大切な家族を守る安心感。



プラゴミで創る、
住宅防災プロジェクト

SUPERGEO®



損害額

100%補償

最大

1億円補償!

免震・液状化

最大

3億円補償!

地盤

日本初!
地盤・**免震**・液状化保証
建築技術審査証明取得工法

大切な家族のことを考えた 充実の補償。

★損害額 **100%**お支払い

地盤：最大3億円
免震・液状化：最大1億円

免責：なし

補償期間：20年(最長30年まで更新可能)

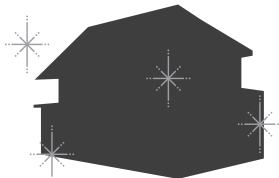
※共同住宅・特殊建築物は10年保証となります。詳しくはお問い合わせ下さい。

【地盤・免震・液状化補償に適用】

対象建物の修復・建替費用

スーパージオ工法による性能が発揮されずに、被害を受けた部分に限り、修復に必要な工事費用を全額お支払いします。修復できない場合は、既存宅地にて新築建替費用をお支払いします。

- 工事費用 **全額**
- 新築建替費用



地盤自体の損壊修復費用

スーパージオ工法による性能が発揮されずに、被害を受けた部分に限り、修復に必要な工事費用を全額お支払いします。

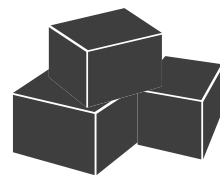
- 工事費用 **全額**



賃貸費用(仮住まい)

工事中の仮住まいの賃貸費用を全額、家財の捻出費用(最大100万円)をお支払いします。仮店舗で営業する場合、必要に応じリース料金をお支払いします。

- 賃貸費
- 家財搬出入費
- 仮店舗リース料金



※店舗等は保証料が異なります。

初期対応費用

事故が起こった場合、工事に必要な調査費用もお支払いします。一回の事故につき30万円を限度とします。事故現場保存費用、事故現場片付け費用など、初期対応のために支出する費用を、500万円を限度としてお支払いします。

- 原因調査費
- 現場保存費用
- 現場片付け費用



【地盤補償に適用】

家財等の購入費用

事故により家財に被害を受けた場合、家財等の購入費用最大100万円をお支払いします。



- 家財等 **最大100万円**

治療費

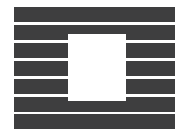
医師が必要と認めた治療に対し、治療費の全額をお支払いします。



- 全額**

休業損害

休業または休店せざるをえない場合、収入に応じてお支払いします。



- 収入に応じた金額**

※治療費・休業損害は、対象が店舗等の場合、保険料が異なり、都度見積りが必要になります。

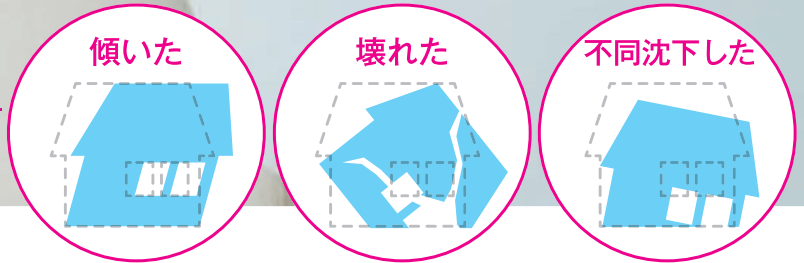


プラゴミで創る、
住宅防災プロジェクト

SUPERGEO®

基礎下免震スーパージオ工法で、大切な家族を守る

スーパージオ免震工法採用で、
もしもの時の安心を。



スーパージオ施工物件に関する補償内容例

地盤が原因で

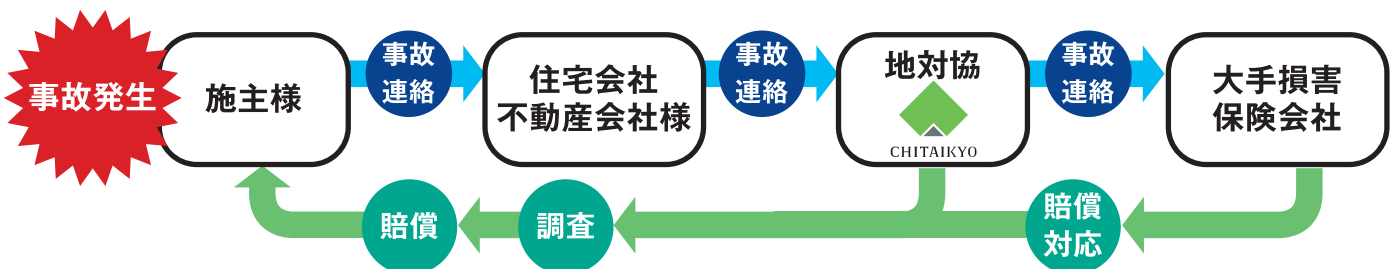
● 傾いた(沈下修復の要否の判断は、一般的に傾斜角:5/1,000以上から)	○	沈下修正工事
● 傾いて建物が壊れた		
● 全体が沈下した(建物は傾かずに平均に大きく(20cm以上)沈下する現象)		
● スーパージオの施工不良が原因で建物が傾いた・破損した		
● スーパージオの製品不良が原因で建物が傾いた・破損した		
● 傾いて配管が壊れた	○	建物補修工事
● 沈下・傾きの原因調査費用	○	
● 建物が等沈下した時(等沈下が原因で建物が破損した場合は補償対応)	×	適用できません

地震・液状化により(震度5以上の地震による被害を補償)

● 建物が傾いた	○	沈下修正工事
● 建物全体が沈下した(等沈下は対象外)		
● 外壁・内壁に亀裂が入った	○	建物補修工事
● 建物の配置がずれた		
● 基礎に亀裂が入った		
● 駐車場の土間に亀裂	×	適用できません
● 堀に亀裂		

万全の体制で事故に対応。賠償もスムーズです。

■ 事故対応フロー



損害賠償金等請求手続きについて

●事故発生においては、取扱業者にご連絡下さい。取扱業者より地対協に通知される方式ですが、万が一連絡が出来ない場合に限り、地対協にご連絡いただくことも可能です。正式な事故受付は電話のみでは不十分で、連絡有り次第、送付されます事故報告書に内容を記載し返送下さい。内容を記載された書面の受付により正式事故受付となります。●正式受付により事故内容吟味の上、調査実施の可否をご連絡いたします。●調査実施後において、すみやかに補償適用の可否をご報告いたします。●補償の適用は、補償期限内に正式事故受付のなされた事故に限ります。



スーパージオ工法保証約定

1. 補償の内容

保証書に記載された対象建物(店舗併用住宅を含む)を対象として、一般社団法人地盤対策協議会(以降、地対協)または地対協が指定する地盤調査会社が実施した宅地の施工前調査業務、地盤調査業務、地盤補強工事、スーパージオ工法設計・施工工事および判定業務に起因した地盤沈下などにより、対象建物に財物および身体に損害が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して賠償責任保険による保険金を賠償資力とし、その補償費用に充てるものとします。なお、当該建物の補修工事は地対協が斡旋する工事会社が行う事を専らとし、当該建物の所有者に直接金銭を支払うものではありません。

2. 補償金額

- ①地盤補償 身体財物共通：1事故 最大3億円
- ②免震・液化化補償 財物損壊：1事故 最大1億円

3. 主に補償される項目

対象建物の修復にかかる費用、対象地盤の修復にかかる費用、工事中の仮住まい・搬出搬入等の費用、事故現場保存費用および事故原因究明費用、解体・取付付け費用、【休業損害補償費用、ケガの治療費用など(①のみ対象)】

4. 主に補償されない場合

- 対象業務を完了し、建物引渡日から20年を経過した後に発生した事故
- 噴火、洪水、津波、台風、竜巻、暴風雨、集中豪雨、落雷などの天災、および地震による火災、爆発、暴動などの不可抗力に起因する損害
- 近所の土木工事、道路工事、重量車両の通行による振動などの影響と思われる損害
- 被保険者が認めた以外の者により行われた設計・施工およびその変更、追加による損害
- 検査機関による検査済証の発行がされていない場合(提示が必要)
- 当社または当社の指定する認定会社の調査により、設計図書どおりに施工されていないことが判明した場合
- 所有者を変更したにも関わらず名義変更手続をしていない場合
- 建物所有者が指定する調査を拒否して損害が確認できない場合
- 白蟻防除工事等の有無に関わらず、白蟻の被害により地震による揺れに対する耐久性能が低下したことが認められた場合
- カーポート、門、塀、垣根、玄関ポーチ、勝手口、建物構造に適切な固定がなされていない設備機器(給湯器、室外機)、宅地外の配管配線等のインフラなど、主要構造部に該当しない部分のみの損傷
- 不適切な維持管理や通常予測できない使用状態に起因する場合

5. 不具合が発生した場合の対応方法について

事故が発生した場合、住宅供給業者にご連絡下さい。住宅供給業者より地対協に通知され事故受付を開始します。万が一、やむを得ない事情により住宅供給業者より連絡が出来ない場合は、地対協にご連絡いただくことも可能です。事故受付は、ご連絡をいただき次第、お送りいたします事故報告書に内容記載しご提出をお願いいたします。当該書面の受付により、正式な事故受付となります。事故発生後、すみやかにご連絡をお願いいたします。

6. 補償期限更新について

補償期限更新の希望がある場合、表記補償期限満了日の3ヶ月前までに、当該住宅供給会社又は地対協への申請が必要です。

約款に記載ないその他の保証されない場合

- 地滑り、崖崩れ、断層、地割れ、および敷地の周辺にわたる地盤・地形の変動、沈下、植物の根等の成長、その他予測できない自然、周辺環境の変化に起因する損害(経年の自然沈下による地盤等沈下を含む(損傷がある場合を除く))
- 活断層が直下にあるのに、耐震等級3で建てられていない場合
- 第三者の人為的な作用により、基礎地盤に予測しえない外力が作用したことによる損害
- 発注者の支給資材支給器具類による損害
- 引渡後に予定されていた建物建築工事と著しく異なった工事や地盤補強工事等を行ったことに起因する損害
- 施工時当初の技術水準では予測できない原因による損害
- 発生した瑕疵による被害であっても二次被害と判断される損害
- 排水・排気または当該地盤からの汚染物質の流出に起因する損害
- スーパージオ工法に起因しない事故
- 建物内への幹線引き込みが電柱の揺れ等により損傷した場合
- 基礎周りにエキスパンションを設けず基礎と土間周りに損傷が出た場合
- 地対協が認めていない増築、改築、補修工事、または擁壁等を含む外構工作物工事等が実施されたことに起因する場合
- 事故の正式な受付なく、既に修復工事を完了している場合(修復完了後の報告事故)

(お問合せ窓口) 一般社団法人 地盤対策協議会

東京都台東区三筋 2-4-2

TEL : 03-3527-1490 FAX : 03-3527-1491

Mail : info@chitaikyo.or.jp



CHITAIKYO

一般社団法人 地盤対策協議会

〒111-0055 東京都台東区三筋 2-4-2

TEL:03-3527-1490(代)

FAX:03-3527-1491

URL:http://www.chitaikyo.or.jp